

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定..... (医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第194号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、令和3年3月16日から施行する。

令和3年3月15日

北海道知事 鈴 木 直 道

危険薬物として指定する物

- 1 N－（1－アミノ－3，3－ジメチル－1－オキソブタン－2－イル）－1－ブチル－1 H－インダゾール－3－カルボキサミド及びその塩類
- 2 1－〔1－（3－フルオロフェニル）シクロヘキシル〕ピペリジン及びその塩類
- 3 3－〔2－〔エチル（プロピル）アミノ〕エチル〕－1 H－インドール－4－イル＝アセテート及びその塩類
- 4 エチル＝（R）－2－（4－フルオロフェニル）－2－〔（R）－ピペリジン－2－イル〕アセテート、エチル＝（S）－2－（4－フルオロフェニル）－2－〔（S）－ピペリジン－2－イル〕アセテート及びそれらの塩類
- 5 エチル＝（R）－2－（4－フルオロフェニル）－2－〔（S）－ピペリジン－2－イル〕アセテート、エチル＝（S）－2－（4－フルオロフェニル）－2－〔（R）－ピペリジン－2－イル〕アセテート及びそれらの塩類